

平成 28 年 11 月 14 日

各 位

茨城県信用組合
日本政策金融公庫

茨城県信用組合と日本政策金融公庫の協調融資について

茨城県信用組合と日本政策金融公庫国民生活事業は、協調融資を推進するために創業者向けならびに中小企業向け融資の取扱を開始いたしました。

この取組みは、平成 26 年 9 月 29 日付きで茨城県信用組合と日本政策金融公庫国民生活事業との間で締結した「業務連携・協力に関する覚書」に基づくものです。

本件の取扱いを契機とし、両機関がより一層の連携を図ることによって、創業支援、女性創業の支援、中小企業の支援を積極的に行い、それにもとづく雇用機会の創出、技術革新の推進、地域産業の振興に寄与してまいります。

記

協調融資の概要

No	協調創業融資	協調女性創業融資	協調中小企業融資
1	①県内で新たに事業を開始する法人・個人 ②県内で事業開始後 2 期以内の法人・個人 （「協調女性創業融資」は、代表者（事業者）が女性であること）		県内で事業を行っている法人・個人
2	協調融資限度額：20,000 千円以内 （当組合 10,000 千円 + 日本公庫 10,000 千円以内）		
3	融資割合：原則 5：5（ただし審査状況により変更あり）		
4	水戸市にて創業される方：3 年間の利子補給（1%）が受けられます		

以 上